平成２４年（再イ）第１１号
秋田市雄和相川字銅屋260番地１
再生債務者　大宮　　弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１８号
群馬県太田市新田瑞木町８番地３
再生債務者　澤口　照光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第３５４号
東京都葛飾区小菅３―10―31
再生債務者　山本　惠子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４０７号
東京都墨田区錦糸４－１―26―1103
再生債務者　阿部　伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第４２８号
東京都世田谷区粕谷２―18―23―112
再生債務者　高橋真由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第３２６号
大阪市旭区清水２丁目９番４号
再生債務者　藤井小百合
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３４３号
大阪府豊中市小曽根３丁目16番13号、営業所所在地大阪市淀川区野中北２丁目６番31号上田荘103号
再生債務者　ひばり工房こと大島英二こと　金　英二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３５５号
大阪府八尾市南本町５丁目６番51号
再生債務者　長谷川保温こと　長谷川　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３６６号
大阪市阿倍野区王子町２丁目11番４号
再生債務者　山本　　豊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第１５号
神戸市西区伊川谷町潤和６番地の75
再生債務者　財前　辰也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月１日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第７号
大分市大字下郡1716番地の６　アドバンス21岩田町711
再生債務者　花本　　茂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第６７号
大阪府藤井寺市惣社１丁目９番13号
再生債務者　亀田　芳男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１号
熊本県山鹿市久原5278番地９
再生債務者　建山　　瞳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月１日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１３号
北海道旭川市末広１条１丁目６番８号
再生債務者　細川法則生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第７号
宮城県石巻市あけぼの３丁目12番地10
再生債務者　土井　勝彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月１日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２４年（再イ）第５８号
埼玉県加須市馬内810番地
再生債務者　鎌田　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８０号
埼玉県久喜市江面911番地14
再生債務者　高橋　武人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８１号
埼玉県久喜市江面911番地14
再生債務者　高橋　昭美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月31日
さいたま地方裁判所第３民事部